

こども家庭庁設置に向けた進捗について

令和4年11月

内閣官房こども家庭庁設立準備室

こども家庭庁発足までの主な流れ

(令和4年)

○6月15日 こども家庭庁設置関連法 成立

(審議時間：衆議院30時間30分、参議院25時間05分、合計55時間35分)

○6月17日 こども家庭庁設立準備室 発足

○6月22日 こども家庭庁設置関連法 公布

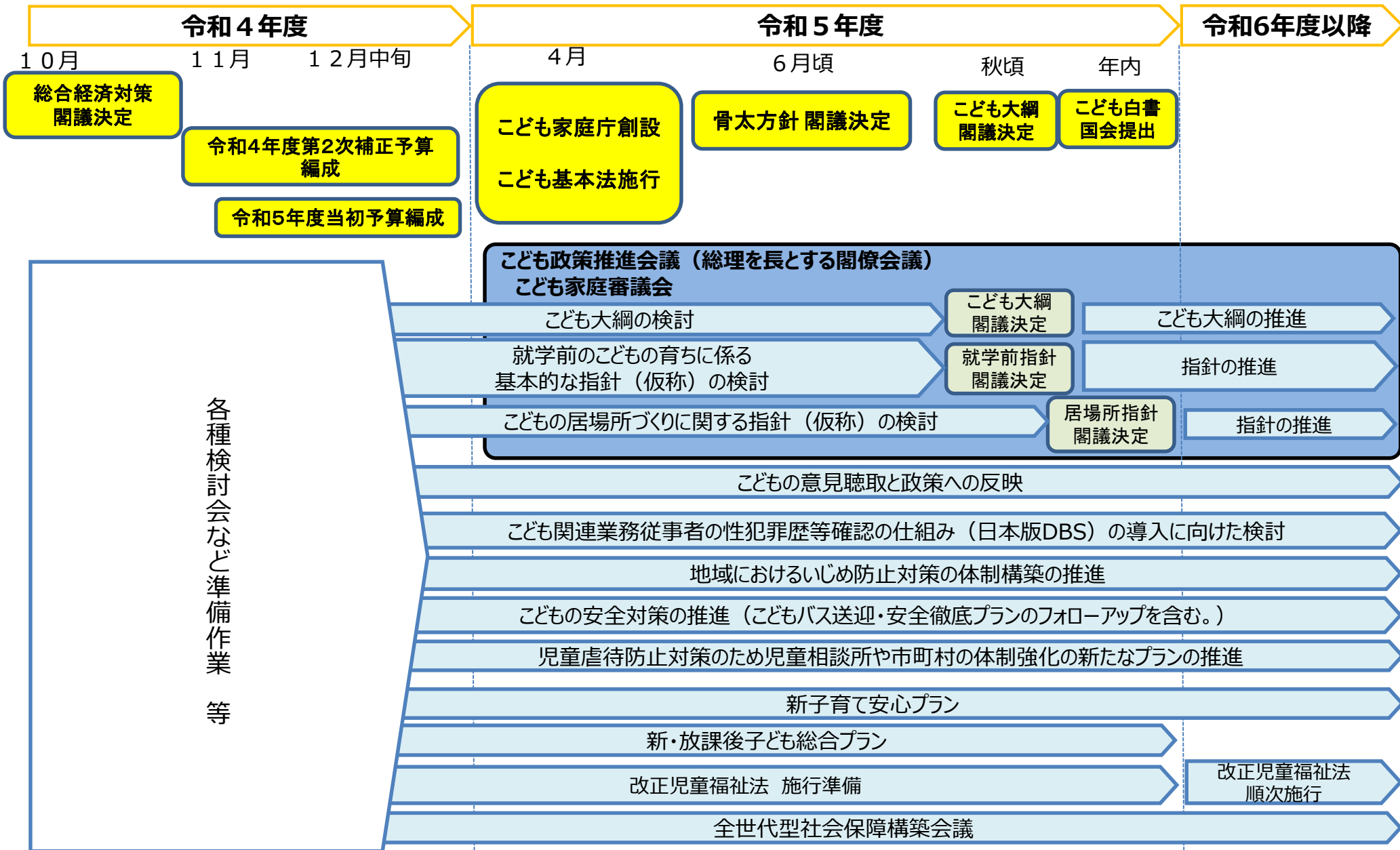
○8月31日 こども家庭庁関連予算概算要求とりまとめ、提出

※「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針（令和3年12月21日閣議決定）において、「こども家庭庁の創設を待たずにできることから速やかに、着実に取り組む」こととしており、準備室において、「こども大綱」の策定に向けた検討などに順次着手しているところ。

(令和5年)

○4月 1日 こども家庭庁 発足

こども家庭庁関連施策の主なスケジュール（案）



※検討状況を踏まえ、順次、具体化を図っていく

体制と主な事務

- 内部組織は、司令塔部門、成育部門、支援部門の3部門（1官房2局）体制として、移管する定員を大幅に上回る体制を目指す

企画立案・総合調整部門

- ▶ こどもの視点、子育て当事者の視点に立った政策の企画立案・総合調整（こども大綱の策定、少子化対策、こどもの意見聴取と政策への反映等）
- ▶ 必要な支援を必要な人に届けるための情報発信や広報等
- ▶ データ・統計を活用したエビデンスに基づく政策立案と実践、評価、改善

成育部門

- ▶ 妊娠・出産の支援、母子保健、成育医療等基本方針の策定
- ▶ 就学前の全てのこどもの育ちの保障（幼稚園教育要領、保育所保育指針の双方を文部科学省とともに策定（共同告示）など）
- ▶ 相談対応や情報提供の充実、全てのこどもの居場所づくり
- ▶ こどもの安全

支援部門

- ▶ 様々な困難を抱えるこどもや家庭に対する年齢や制度の壁を克服した切れ目ない包括的支援
- ▶ 児童虐待防止対策の強化、社会的養護の充実及び自立支援
- ▶ こどもの貧困対策、ひとり親家庭の支援
- ▶ **障害児支援**
- ▶ いじめ防止を担い文部科学省と連携して施策を推進 など

障害福祉施策の所管について

- こども家庭庁は、障害や発達に課題のあるこどもへの支援を所掌し、障害児の福祉の増進や保健の向上（障害児福祉サービス、医療的ケア児への支援等）を担う。
- 厚生労働省は、障害者の福祉の増進や保健の向上（障害者に対するサービス、障害者と障害児を一体として支援する施策等）を担う。

○こども家庭庁設置法 (所掌事務)

第四条 こども家庭庁は、前条第一項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

八 第四号から前号までに掲げるもののほか、こども、こどものある家庭及び妊産婦その他母性の福祉の増進に関すること。

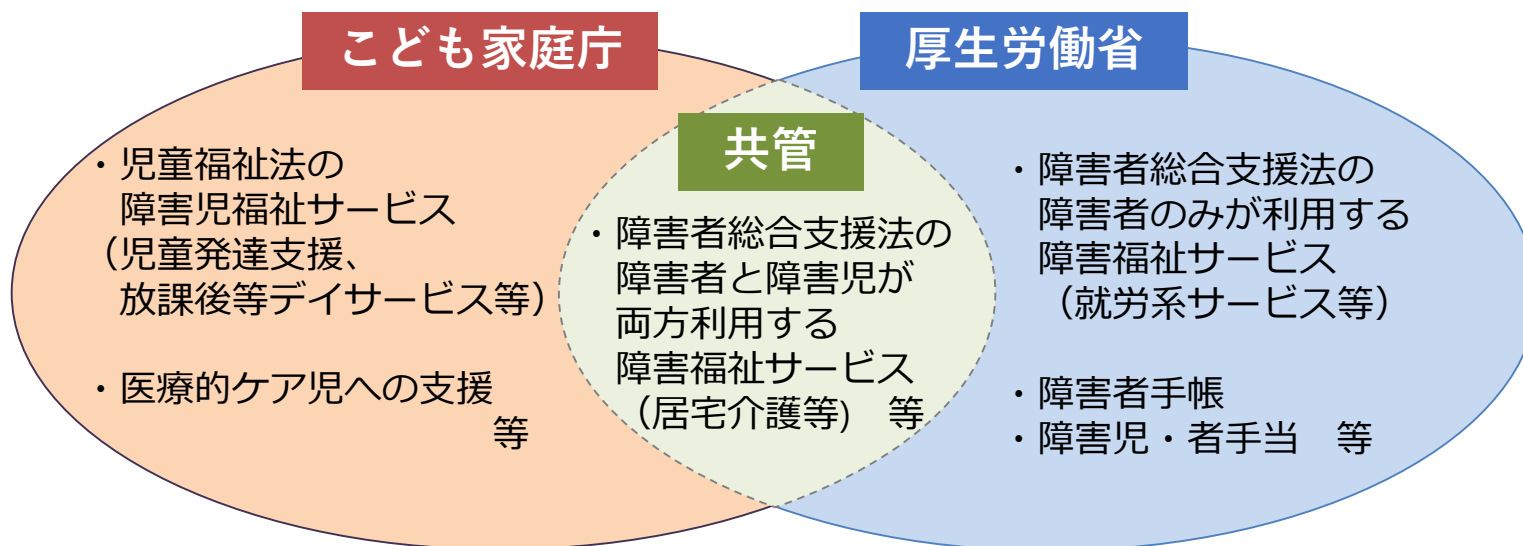
十二 こどもの保健の向上に関すること（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）の規定による小児慢性特定疾病医療費の支給等に関するものを除く。）。

○厚生労働省設置法（平成11年法律第97号） (所掌事務)

第四条 厚生労働省は、前条第一項及び第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

八十七 障害者の福祉の増進に関すること。

八十八 障害者の保健の向上に関すること。



こども政策の新たな推進体制に関する基本方針について（障害児関係抜粋）

○こども政策の新たな推進体制に関する基本方針について（令和3年12月21日閣議決定）（抄）

4. こども家庭庁の体制と主な事務

②支援部門

4) 障害児支援

全ての国民が障害の有無にかかわらず、互いに人格と個性を尊重しあい、理解しあいながら共に生きていく共生社会の実現に向けて、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する観点等を踏まえ、こども家庭庁が所管する子育て支援施策の中で障害や発達に課題のあるこどもへの支援を行う。その際、文部科学省や厚生労働省と連携し、一人一人の教育的ニーズを踏まえた特別支援教育との連携の促進や、一般就労や障害者施策への円滑な接続・移行を図るなど、切れ目ない支援を充実する。医療的ケアが必要なこどもや様々な発達に課題のあるこども等について、医療、福祉、教育が連携して対応する環境整備を進める。

(別添) 1. こども家庭庁が所管等することとなる法律等

(移管する法律)

- ・児童福祉法（昭和22年法律第164号）（小児慢性特定疾患対策に係る部分を除く。）
- ・医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和3年法律第81号）（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部及び子ども家庭局の所管部分をこども家庭庁に移管する。）

(共管や一定の関与を行う法律)

- ・発達障害者支援法（平成16年法律第167号）（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部の所管する障害児に対する支援に係る部分を厚生労働省とこども家庭庁の共管とする。）
- ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）（障害児に対する支援を担うこども家庭庁と障害者施策全般を担う厚生労働省の共管とする。）
- ・障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）（厚生労働省子ども家庭局の所管部分及び社会・援護局障害保健福祉部の所管する障害児に対する支援に係る部分を厚生労働省とこども家庭庁の共管とする。）

(注) 「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」は、閣議決定後の検討により、「社会・援護局障害保健福祉部の所管する障害児に対する支援に係る部分」は厚生労働省単管となったが、こども家庭庁は、こども家庭庁設置法案第4条第2項及び第3項の総合調整機能により一定の関与を行う。